

大津市膳所小学校P T A細則

制定 昭和59年2月1日
最終改正 令和4年6月15日

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、大津市立膳所小学校P T Aの運営などのために必要なことを定めます。

(読みかえ)

第2条 この細則で、これから使う次のことばは、それぞれに示していることばを読みかえています。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) P T A | 大津市立膳所小学校P T A |
| (2) 学校 | 大津市立膳所小学校 |
| (3) 子どもたち | 大津市立膳所小学校の児童 |
| (4) 保護者 | 大津市立膳所小学校の児童の保護者 |
| (5) 教職員 | 大津市立膳所小学校の教職員 |
| (6) 会員 | 大津市立膳所小学校P T Aの会員 |

第2章 役員の役割

(会長の役割)

第3条 会長の役割は、次のとおりです。

- (1) P T Aを代表して、保護者、学校、地域と協力していきます。
- (2) 総会や運営委員会、役員会を開きます。
- (3) 常置委員会や特別委員会、選挙管理委員会などの委員を委嘱します。

(副会長の役割)

第4条 副会長の役割は、次のとおりです。

- (1) 会長を補佐します。
- (2) 会長が役割をはたすことができないときは、会長を代理して役割をはたします。

(書記の役割)

第5条 書記の役割は、次のとおりです。

- (1) P T Aの文書の作成や保管、記録などの庶務事務を行います。

(会計の役割)

第6条 会計の役割は、次のとおりです。

- (1) 総会で決めた予算にもとづいて、収入や支払いなど、すべての会計事務を行います。
- (2) 会計の監査を受け、総会で決算について報告します。
- (3) P T Aの備品などの財産を管理します。

第3章 常置委員会と特別委員会

(常置委員会)

第7条 常置委員会は、「企画広報委員会」、「地区安全委員会」です。

2 常置委員会の活動は、次のとおりです。

(1) 企画広報委員会 子どもたちや会員が関わりあいながら、子どもたちの学校や地域における生活をより充実したものにしていくための事業や、研修などを企画する。

また、PTAの活動について、会員や地域に理解いただくために、PTAの目的や活動などの情報を提供する。

(2) 地区安全委員会 地域団体等との協力関係をつくりながら、地域における子どもたちの安全を守る取り組みなど、子どもたちのためのよりよい環境づくりをすすめる。

(常置委員会の委員などの選び方)

第8条 常置委員会の委員は、運営委員会で会員の中から選んで、会長が委嘱します。

2 常置委員会の委員長と副委員長は、常置委員会の委員が、自分たちの中から選んで、会長が委嘱します。

(常置委員会の委員の任期)

第9条 常置委員会の委員の任期は1年です。4月1日に就任し、翌年3月31日に退任します。ただし、再任することもできますし、別の役員などになることもできます。

2 常置委員会の委員長に欠員があった場合、副委員長や、ほかの委員が代理になります。委員が全員欠員になった場合、補欠の取り扱いなどは、運営委員会が決めます。補欠の委員の任期は、その常置委員会の委員の任期の残りの期間です。

(特別委員会)

第10条 特別委員会をつくるとき、運営委員会は、特別委員会の「目的」を決め、会員の中から特別委員会の委員を選んで、会長が委嘱します。

2 特別委員会の委員長と副委員長は、特別委員会の委員が、自分たちの中から選んで、会長が委嘱します。

3 特別委員会の委員長と副委員長は、会長に求められた場合、運営委員会に出席します。

第4章 選挙関係

(候補者の選出など)

- 第11条 会長は、期間を決めて、すべての会員に、役員や常置委員会の委員の「免除」を希望するか確認します。
- 2 会員は、役員や常置委員会の委員に立候補することができます。会長は、立候補の届出の期間を決めて、すべての会員に知らせます。
- 3 立候補者数が、「役員」は会則で決める必要な数に足りないとき、「常置委員会の委員」は各3名に足りないとき、運営委員会は、すべての会員の中から「候補者」を選びます。なお、「役員」と「常置委員会の委員」の両方になることはできません。
- 4 「役員」の分担は、「役員」の立候補者と、運営委員会に選ばれた「役員の候補者」とが話し合って決め、「会長の候補者」は、その結果を会長に報告します。
- 5 運営委員会は、これまでに運営委員会の委員になったことがある人の中から、「会計監査」を選びます。

(選挙管理委員会の委員)

- 第12条 選挙管理委員会の委員は、次の人の中から3人、会長が選んで、委嘱します。
- (1) 運営委員会の委員で、次年度の役員、会計監査、常置委員会委員になる意思がない人
- (2) これまでに運営委員会の委員になったことがある人
- 2 選挙管理委員会の委員は、自分たちの中から委員長を選び、会長が委嘱します。
- 3 選挙管理委員会の委員長が、「これまでに運営委員会の委員になったことがある人」であっても、会長に求められた場合、運営委員会に出席します。
- 4 会長は、選挙管理委員会の委員と委員長を委嘱したときは、すべての会員に知らせます。

(選挙)

- 第13条 選挙管理委員会は、「会長」を選ぶため、信任投票による「選挙」を行います。
- 2 「会長」の「候補者」の氏名ほか必要なことについて、選挙管理委員会は、選挙の3日前までに、すべての会員に知らせます。
- 3 選挙では、有効投票数の過半数を得たとき当選となり、選挙管理委員会は、選挙の結果を、すべての会員に知らせます。

(免除)

- 第14条 会員は、役員や常置委員会の委員になることができない場合は、会長に「免除」を希望することができます。
- 2 「免除」を希望した会員は、基本的に役員や常置委員会の委員になりませんが、役員や常置委員会の委員になる人が少なく、どうしてもPTAの運営や活動ができなくなるようなときは、例外的に役員や常置委員会の委員になることをお願いすることがあります。

第5章 その他

(旅費交通費)

第15条 会長が必要だとみとめたPTAの出張にかかる旅費交通費を、出張した会員に支給します。

2 交通費を支給する出張は、膳所小学校区外への出張だけです。

3 支給する交通費は、出発地から目的地までの公共交通機関利用時の交通費です。自家用車などを使用した場合も、同じ額を支給します。

4 関係団体などの研修や懇親会などに参加する場合は、その関係団体などが求める参加費などを旅費として支給します。ただし、同じ研修や懇親会などに参加する会員は、原則2人までです。

(文書保管期間)

第16条 PTAの文書を保管する期間は5年間です。5年を過ぎた文書は、原則廃棄処分とします。ただし、会長が必要とみとめる文書は、別に保管する期間を決めて保管します。

(細則の改正や廃止)

第17条 この細則は、運営委員会で、出席した委員の「3分の2以上」の賛成で、改正や廃止をすることができます。ただし、改正の案は、その運営委員会が開催される1週間以上前に、すべての委員に知らせなければなりません。

附 則

改正履歴は、次のとおりです。

昭和59年2月1日 制定
昭和63年5月17日 改正
昭和63年10月15日 改正
平成2年5月17日 改正
平成3年5月1日 改正
平成6年3月9日 改正
平成7年12月19日 改正
平成9年1月21日 改正
平成10年1月13日 改正
平成13年2月7日 改正
平成14年3月13日 改正
平成15年1月15日 改正
平成17年3月10日 改正
平成18年7月7日 改正
平成19年3月12日 改正
平成20年2月13日 改正
平成20年12月10日 改正
平成21年12月1日 改正
平成25年2月5日 改正
平成26年1月21日 改正
平成31年3月5日 改正
令和元年12月2日 改正
令和2年3月2日 改正
令和3年3月10日 改正
令和3年6月10日 改正
令和4年6月15日 改正